

断熱改修の新サービス創出に向けたアクセラレータープログラム 募集要項

本募集要項では、住宅の断熱窓の改修を進めるための新しいサービスを創出するため、企業とスタートアップの協働プロジェクト創出に向けた支援を行うアクセラレーターを募集します。

募集の概要（詳細は次頁以降を参照）

1. 事業の目的

「ゼロエミッション東京」の実現に向けては、住宅の省エネ対策の促進が不可欠です。そのため、「断熱改修の新サービス創出に向けたアクセラレータープログラム」（以下「本事業」という。）では住宅の断熱窓の改修を進めるための新しいサービスの創出に向け、アクセラレーターが中心となり、スタートアップの技術等を生かしながら、企業等との連携による断熱窓の改修の新サービスのスキームを検討し、提案・試行することで、住宅の断熱窓の改修の促進を図ることを目的とします。

2. 創出をめざす新サービス

本事業では、住宅の断熱窓の改修を進めるため、断熱効果の認知不足、改修費用、業者選びの難しさなど消費者側の課題に加えて、人手不足、専門知識不足など断熱窓の改修の担い手である工務店等の課題を解決する新サービスの創出を目指します。

3. 事業の概要

本事業では、事業の中心となるアクセラレーター（以下「断熱改修アクセラレーター」という。）を公募・選定し、断熱窓の改修を進める上で課題のある企業とそれら課題を解決できる技術を持ったスタートアップの協働による断熱窓の改修を進めるための新しいサービスの検討・提案・試行のための伴走支援を実施します。

4. 募集の内容

応募受付期間：令和7年6月26日（木曜日）～ 令和7年7月18日（金曜日）正午
審査委員会：令和7年7月下旬

5. 審査方法

採択する断熱改修アクセラレーターは、提出書類の事前審査及び審査会におけるプレゼンテーション審査（審査項目に基づく審査）の結果により決定します。

6. 協定の締結（協定金の支払い）

断熱改修アクセラレーターは、東京都と本事業の実施に係る協定を締結し、協定に基づき、東京都から断熱改修アクセラレーターに協定金として最大5,000万円（アクセラレーターへの上限は3,500万円、スタートアップへの上限は500万円/社×原則3社）を支払います。

7. お問い合わせ先・応募書類提出先

東京都環境局 気候変動対策部 家庭エネルギー対策課 断熱改修担当
メールアドレス：S0213305@section.metro.tokyo.jp

1. 事業の目的

「ゼロエミッション東京」の実現に向けては、住宅の省エネ対策の促進が不可欠です。そのため、「断熱改修の新サービス創出に向けたアクセラレータープログラム」（以下「本事業」という。）では、住宅の断熱窓の改修を進めるための新しいサービスの創出に向け、アクセラレーターが中心となり、スタートアップの技術等を生かしながら、企業等との連携による断熱窓の改修の新サービスのスキームを検討し、提案・試行することで、住宅の断熱窓の改修の促進を図ることを目的とします。

2. 創出をめざすサービス

本事業では、住宅の断熱窓の改修を進めるため、断熱効果の認知不足、改修費用、業者選びの難しさなど消費者側の課題に加えて、人手不足、専門知識不足など断熱窓の改修の担い手である工務店等の課題を解決する新サービスの創出を目指します。

断熱改修アクセラレーターは、公募により選定した企業の断熱窓の改修を進める上での課題を深掘し、企業ニーズを把握した上で、より有意義な協働プロジェクトが組成できるよう支援してください。

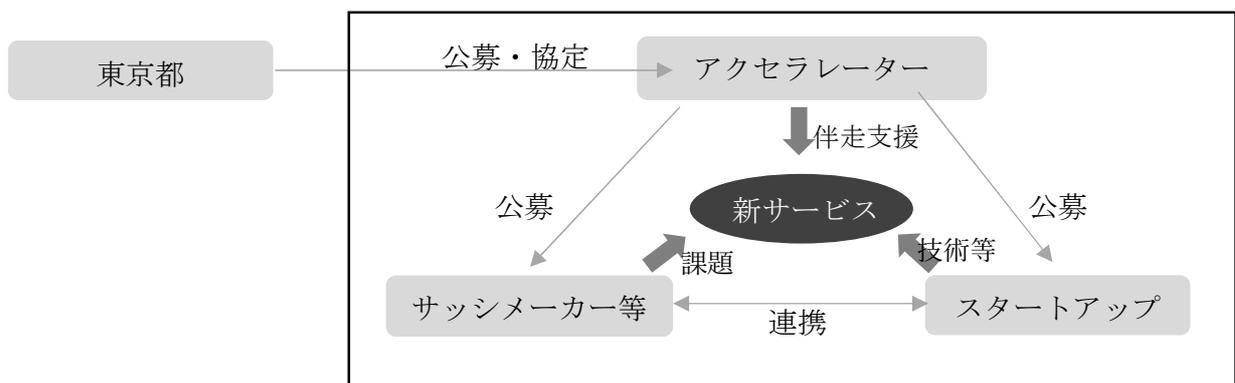
3. 事業の概要

(1) 事業の概要

本事業では、事業の中心となるアクセラレーター（以下「断熱改修アクセラレーター」という。）を公募・選定し、断熱窓の改修を進める上で課題のある企業とそれら課題を解決できる技術を持ったスタートアップの協働による断熱窓の改修を進めるための新しいサービスの検討・提案・試行のための伴走支援を実施します。

事業期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までです。

(2) 事業スキーム



(3) 断熱改修アクセラレーターの役割

断熱改修アクセラレーターは、自身のノウハウ、ネットワークを活用しながら、次に掲げる事項を行います。円滑な事業実施ができるよう、「実施計画書」を作成し、東京都に提出の上、適切な進捗管理をしてください。

① 断熱窓の改修に関わる企業の公募・選定

断熱窓の改修に関わる企業（サッシメーカー等）を公募により原則3社選定してください。選定方針について、企業が具備すべき要件を「企業選定の適格要件」として定めた上で、断熱窓の改修の実績の多さなども加

味し、総合的に妥当性を審査してください。審査に当たっては、東京都と事前協議の上、断熱改修アクセラレーターが審査基準を定め、選定してください。応募時に、次に掲げる項目を参照の上、企業の選定方針案を提示してください。

【企業選定の適格要件】

- ・断熱窓の改修に関わる企業（サッシメーカー等）であること。
- ・協働プロジェクト創出に向けたスタートアップとのワークショップなどに参加し、連携すること。
- ・本事業の趣旨を理解し、意欲的かつ継続的に取り組む姿勢を示していること。

② スタートアップの公募・選定（企業とのマッチング）

公募により選定された企業の断熱窓の改修を進める上での課題を踏まえ、それら課題の解決に資する技術等を所有するスタートアップを、①で選定された企業（原則3社）ごとに原則1社のスタートアップ（計3社）を公募・選定してください。選定にあたっては、企業の意見や課題感を十分に踏まえた選定になるよう面談等の工夫をしてください。

選定方針について、スタートアップが具備すべき要件を「スタートアップ選定の適格要件」として定めた上で、「【別表1】スタートアップ選定の留意点」を踏まえ、総合的に妥当性を審査してください。審査に当たっては、東京都と事前協議の上、断熱改修アクセラレーターが審査基準を定め、選定してください。応募時に、次に掲げる項目を参照の上、スタートアップの選定方針案を提示してください。

なお、断熱アクセラレーターとスタートアップが「スタートアップ選定の留意点」の①から④に該当する関係にあり、事業遂行のためスタートアップと資本提携を締結する又は事業遂行の過程において資金提供を想定する場合には、「スタートアップ選定の適格要件」の追加説明を求める可能性があります。

なお、「スタートアップ選定の留意点」の趣旨は、本事業の公平性の確保の観点からグループ企業等の特定の企業群の利益を専ら図ろうとすることの未然防止にあり、出資を妨げる又は禁止するものではありません。

【スタートアップ選定の適格要件】

- ・東京都内において事業展開を行っていること。又は行おうとしていること。
- ・概ね創業（第二創業を含む。）10年を超えないこと。
- ・応募時点で株式市場において未上場であること。
- ・既に売上計上しているプロダクト・サービス（断熱のプロダクト・サービスでなくても良い。）を有する事業者であること。
- ・プロジェクトの実施能力を有しており、かつ、財務状況が健全であり、本事業を事業期間内に遂行できる見込みがあること。
- ・同一事業期間内に、本事業に対する国や他の地方自治体からの同一の委託や助成を受けていないこと。
- ・東京都からの指名停止措置を講じられていないこと。
- ・会社更生法（平成14年法律第154号）第17条及び第30条の規定による更生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- ・民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- ・反社会的勢力又はそれに関わる者との関係がないこと。

- 法令等もしくは公序良俗に反していない、あるいは反するおそれがないこと。
- 本事業の趣旨を理解し、意欲的かつ継続的に取り組む姿勢を示していること。
- 円滑かつ効果的な事業遂行のために、十分な推進体制が確保できること。また、断熱改修アクセラレーターや企業等の関係者との密な連絡体制を確保できること。
- 協働プロジェクトの組成のための打ち合わせ、定期的な進捗報告、成果報告会への出席等に取り組むこと。
- 本事業の写真・動画を広報に利用することに同意すること（ただし、財産権を伴う技術情報など、公表に適さないものを除く。）。

③ 協働プロジェクトの組成

断熱改修アクセラレーターは、企業（サッシメーカー等）とスタートアップとが円滑かつ有意義な協働プロジェクトの創出ができるよう、調整役や技術面でのサポートを行ってください。

- 調整役としてのサポート：ワークショップの開催等を通じて、企業の課題の深掘り、スタートアップの技術をどのように効果的に活用すべきかの議論、新サービスの検討、試行方法の検討など、企業とスタートアップとが円滑に協働プロジェクト創出ができるよう調整役としてサポートしてください。
- 技術面でのサポート：断熱改修アクセラレーターの有するスタートアップの事業開発に係るリソース、ノウハウ及びネットワークを生かした助言により、協働プロジェクト創出をサポートしてください。

④ 新サービスの提案・試行、成果報告会の開催

断熱改修アクセラレーターは、スタートアップの技術を活用した新サービスの提案及び試行について、創出された新サービスが今後の断熱窓の改修を加速させるひとつの手法として、さらなる成長を遂げられるような視点に立った助言・支援を行ってください。

また、マッチングした企業や東京都に、創出された新サービスを報告する成果報告会を開催してください。

⑤ 広報、成果の発信等

東京都と連携して、本事業に関するウェブサイトを作成し、事業の広報を行うとともに、協働プロジェクトの成果やスタートアップの成長に資する内容等の発信を行ってください。

なお、発信内容については、発信前に、東京都に確認してください。

⑥ 進捗状況や結果の報告

断熱改修アクセラレーターは、事業計画に基づいた進捗について、月一回程度の頻度で、東京都に対して報告を行ってください。また、令和8年3月20日（金曜日）までに、事業全体の結果の報告を行ってください。

結果の報告の際には、支払額確定のため、本事業での支出の証憑等（スタートアップの支出の証憑等を含む。）を提出してください。

4. 募集の内容

(1) 募集対象事業者（応募要件）

断熱アクセラレーターは、次に掲げるすべての事項を満たす企業であることとします。

- ① 事業者自身の有するリソース、ノウハウ及びネットワークを生かし、スタートアップが断熱窓の改修に関わる企業と協働して課題解決に臨むプロジェクトを組成・試行することを支援するとともに、創出された新サービスが、今後の断熱窓の改修を加速化させるひとつの手法として、大きな成長を遂げていくために必要な支援を行う事業推進力を有すること。
- ② スタートアップに対する効果的な支援を行うために必要な他主体とのネットワークを有すること。
- ③ スタートアップと企業との協働に関して知見と経験、理解力、調整力を有すること。
- ④ スタートアップや企業の志向・タイプに応じた支援を行うことができること。
- ⑤ スタートアップの支援に関する豊富な実績を有していること。
- ⑥ 本事業やスタートアップのプロジェクトの成果発信・認知度向上に資する発信力を有すること。
- ⑦ 複数のスタートアップをまとめ、事業計画策定や進捗管理を行うとともに、東京都との連絡調整を円滑に行うマネジメント力を有すること。
- ⑧ 機密情報の取扱いについて、適切な手段・方法で保護できる体制を有していること。
- ⑨ 東京都からの指名停止措置を講じられていないこと。
- ⑩ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条及び第 30 条の規定による更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑪ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑫ 反社会的勢力又はそれに関わる者との関係がないこと。
- ⑬ 法令等もしくは公序良俗に反していない、あるいは反するおそれがないこと。

(2) スケジュール

本事業は次のスケジュールでの実施を予定しています。

項目	スケジュール
質問の受付	令和 7 年 6 月 26 日（木曜日）から同年 7 月 10 日（木曜日）正午まで
質問への回答	令和 7 年 7 月 16 日（水曜日）
応募受付期間 (提案書提出)	令和 7 年 6 月 26 日（木曜日）から同年 7 月 18 日（金曜日）正午まで
審査委員会	令和 7 年 7 月下旬
結果通知	令和 7 年 7 月下旬

(3) 質問方法、応募方法

- 本事業への質問は 4 (2) 質問の受付期間に東京都宛てに電子メールにて送付してください。

※質問票は、東京都ホームページ

(<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/home/dannetsu-solar/SU>) からダウンロードできます。

- 本事業への参加を希望する事業者は、4 (2)の応募受付期間に、4 (4)提出書類を東京都宛てに電子メールにて送付してください。

提出先：東京都環境局 気候変動対策部 家庭エネルギー対策課
メールアドレス：S0213305@section.metro.tokyo.jp

(4) 提出書類

提出書類は、次のとおりです。

No	書類	分類	提出形式
1	企画書（注1）	必須	PDF
2	応募フォーム（注2）	必須	Excel
3	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の類（写）	必須	PDF
4	直近2期の財務諸表（B/S、P/L、CF 計算書） ※税務署に提出した決算報告書一式	必須 （注3）	PDF
5	スタートアップへの支援・連携実績	任意	PDF

※複数事業者の提携による場合等は、その役割等がわかる体制図を必ず付けてください。

※審査に必要な情報等を確認するため、運営事務局より追加での情報提供を求める場合があります。

注1：企画書の作成に当たっては、次の点を注意してください。

- 企画書はプレゼンテーション審査にて使用いただくことを想定しておりますので、企業名を記載しないでください。
- 様式は自由、表紙を含め30ページ（横）までとし、PDF形式で5MB以内を目途に作成してください。（補足資料等を提出することは可能ですが、プレゼンテーションで活用する内容は企画書本体に記載してください。）
- 企画書本体に、5 (2)審査項目の1から8についての提案を各1ページ以上（計8ページ以上）図表なども入れて記載してください。また、当該ページが5 (2)審査項目の何番に該当するのかわかるように、スライド右肩に審査項目番号を記載してください。
- 動画やアニメーションは使用しないでください。
- 使用言語は日本語とし、ページ番号を記載してください。

注2：応募フォームは、東京都ホームページ

（<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/home/dannetsu-solar/SU>）からダウンロードできます。

注3：東京都の入札参加資格を有する事業者は不要です。

5. 審査方法

(1) 審査会

採択する断熱改修アクセラレーターは、提出書類の事前審査及び審査会におけるプレゼンテーション審査の結果により決定します。

- 審査会は令和7年7月下旬を予定しています。
- 審査会では、企画書に基づきプレゼンテーションを行っていただきます（原則として経営者、もしくはそれに準ずる責任者による発表をお願いします。）。
- なお、審査会は、提出書類に基づく事前審査に合格した企業のみが参加できます。審査会への参加可否、実施場所及び日時については、個別に連絡を行います。

(2) 審査項目

審査会では、次の観点に基づく評価を行います。審査会は企業名を伏せて行います。

	項目	内容
1	本事業目的への適合性	<ul style="list-style-type: none"> • 企画の全体象が示されているか • 本事業を通して達成した目標が示されているか • 本事業の目的を理解した事業案になっているか • 断熱窓の改修の課題を解決するための企画となっているか • 公的支援を受けるに相応しい本事業目的の実現に資する事業内容であるか
2	実施計画	<ul style="list-style-type: none"> • プロジェクトの推進にあたり具体的なスケジュールが計画されているか • 実現可能性の高いスケジュールが計画されているか
3	実施体制	<ul style="list-style-type: none"> • スタートアップを支援するにあたり十分な推進体制を構築しているか • スタートアップを支援するにあたり必要な知見を提供できるよう十分な体制を自社又は連携する事業者等により構築しているか • その他プロジェクトの推進に必要な体制が構築されているか
4	事業推進力	<ul style="list-style-type: none"> • 企業の選定方針案が事業推進及び公共事業の趣旨にのっとり適当なものか • スタートアップの選定方針案が事業推進及び公共事業の趣旨にのっとり適当なものか
5	管理・調整力	<ul style="list-style-type: none"> • プロジェクトを円滑に進める調整力・マネジメント力を有しているか • スタートアップの事業開発に係る技術的な支援が想定されているか • 新サービス創出に向け、効果的な伴走支援のための工夫が考えられているか
6	発信力	<ul style="list-style-type: none"> • 本事業の認知度向上に向けたブランディングやPRなどの実行が可能か • 効果的な情報発信のためのターゲットや手法・媒体の知識・ノウハウ等を有しているか
7	資金計画	<ul style="list-style-type: none"> • 協定金額内で人件費、その他（委託費、賃借料、使用料など）が計画されているか • 3 (3)断熱改修アクセラレーターの役割①~⑥の業務を想定した計画になっている

		か。役割①-⑥の業務の想定は、回数や頻度などが具体的にになっているか
8	実績	・スタートアップの伴走支援の実績が十分にあるか ・事業趣旨に従い、スタートアップを誘引可能か

(3) 留意事項

- ① 次のいずれかに該当する場合は、審査対象外とします。
 - ・ 応募内容に不備がある場合
 - ・ 応募に際し虚偽の情報を記載し、そのほか運営事務局に対して虚偽の申告を行った場合
 - ・ 募集要項が定める事項を満たさない場合
 - ・ その他、東京都が不適切と判断する場合
- ② 応募にあたってご提供いただく個人情報を含む応募情報は、東京都、審査会の委員にて本事業に必要な範囲で利用、共有されます。また、応募情報を事前の承認なく、東京都、審査会の委員以外の第三者に提供することはありません。
- ③ 審査経過・審査結果に関するお問い合わせには応じられません。
- ④ 本事業への参加が不適切であると東京都が判断した場合には、途中で辞退いただく場合がありますので、ご注意ください。
- ⑤ 事業の実施は、本事業の募集要項及び協定書に記載の内容並びに各種関係法令等を遵守する必要があります。
- ⑥ 本事業の審査会への参加費用は無料です。交通費・通信費等は参加者の自己負担となります。
- ⑦ 本事業に関して、東京都は、支援を受けるスタートアップの事業等について、一切の保証を行うものではありません。

6. 協定の締結（協定金の支払い）

断熱改修アクセラレーターは、東京都と本事業の実施に係る協定を締結していただきます。協定案は別紙のとおりですが、公募により選定された事業者と協議のうえ決定します。本事業に係る経費は、協定に定める範囲内で、東京都から断熱改修アクセラレーターに協定金として支払います。協定金の上限額等は次のとおりです。なお、対象経費等の詳細は、協定に基づき決定します。

- ① **東京都は、断熱改修アクセラレーターに対して最大 5,000 万円（アクセラレーターへの上限は 3,500 万円、スタートアップへの上限は 500 万円/社×原則 3 社）を支払います。**
 - ・ 本事業に要した経費について、断熱改修アクセラレーターが東京都に対して報告します。
 - ・ 東京都は、報告された経費が別表 2 の協定金の対象となる主な経費であることが支払証憑などからも確認できるかを審査の上、適正な支出と認められた範囲で協定金の支払いを行います。
- ② **協定金の対象となる経費は、別紙 2「協定金の対象となる主な経費」に掲げる経費のうち、次の全ての条件に合致するものです。**
 - ・ 本事業を実施するために必要な経費
 - ・ 支援対象期間内に契約、履行又は取得及び支払いが完了した経費
 - ・ 用途、単価、規模等の確認が可能であり、本事業に係るものとして明確に区分できる経費

③ 次に該当する経費は、上記②にかかわらず協定金の対象外となります。

- 間接経費（消費税その他租税公課、振込手数料、利子、光熱水費、通勤手当、日当、飲食費及び収入印紙等。ただし、東京都の事前承認を受けたものを除く。）
- 本事業の関係の有無にかかわらず、パソコン、ディスプレイ、サーバーのハードウェア等の機器・備品等の購入にかかる経費
- 複数年度にわたり継続する契約で、契約の履行と経費の支払いが年度をまたぐ経費
- 契約書、発注書、納品書、領収書及び振込明細書等の帳票類に不備がある経費
- 公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費
- 2か年度以上にわたり実施する事業で、実施する事業及び経費が年度ごとに区分できない経費
- その他、本事業実施に係る経費として適正ではないと東京都が判断する経費

7. お問い合わせ先・応募書類提出先

東京都環境局 気候変動対策部 家庭エネルギー課
メールアドレス：S0213305@section.metro.tokyo.jp

【別表1】 スタートアップ選定の留意点

項目	概要
①資本関係	<p>選定するスタートアップが断熱改修アクセラレーターと次のいずれかに該当する資本関係にある。</p> <p>ア) 子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する規定する子会社等）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等）の関係にある場合</p> <p>イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合</p>
②人的関係	<p>選定するスタートアップが断熱改修アクセラレーターと次のいずれかに該当する人的関係にある。</p> <p>ア) 一方の会社等の役員が他方の会社等の役員を現に兼ねている場合</p> <p>イ) 一方の会社等が、他方の会社等の管財人（民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人）を現に兼ねている場合</p> <p>ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</p>
③当該スタートアップへの出資比率が50%を超えている。	
④断熱改修アクセラレーターと支配従属関係にある。	

【別表2】 協定金の対象となる主な経費

経費区分	内容
人件費	<p>本事業に直接従事する従業員に対して支払われる給与・賃金（パート・アルバイトを含む。）</p> <p>※運営費の支援対象期間開始日より前に雇用した者を含む。</p>
工事費・設備費	<p>本事業実施のために必要となる施設・機器類の施工・設置費（納品の際の配送費を含む。）</p>
備品費・消耗品費	<p>本事業実施のために必要となる装置等の購入費（購入を行う際の配送費を含む。）</p>
委託費	<p>本事業実施のために必要となる外部の専門業者や企業等への委託費用</p>
賃借料	<p>機器等をレンタル・リースする場合のレンタル・リース料</p>
使用料	<p>本事業の実施に必要な設備や施設、ツール等の利用料（初期費用含む。）</p>
印刷製本費	<p>本事業の実施に必要な資料等に係る印刷製本費</p>

※上記に含まれない経費であっても、本事業に必要なと認められる経費については協定金の支払いの対象となる可能性があります。具体的な対象範囲は、別途、東京都と断熱アクセラレーターが締結する協定書により決定します。